## 祖父母の訪問権(Visitation Rights)

――ニューヨーク州におけるその生成と展開を中心として――

木 隆 史

二、祖父母の訪問権の生成

非監護親の訪問権

(ゴ 祖父母の訪問権

三、ニューヨーク州における祖父母の訪問権の生成と展開

一九七五年法による改革

四、終わりに

はじめに

裁判例はほとんど存しないし、またこの問題に触れる論稿も少い。わが国では面接交渉権に関する明文の規定が存在(2) 日本においては、祖父母の面接交渉権の問題は、正面から論じられてきていない。祖父母に面接交渉権を付与した

祖父母の訪問権

一 五

るとしても面接交渉権の根拠や性質について見解の一致をみていない現状からして、右の結果は当然であろう。 (3) 離婚の際に親権者または監護者とならなかった親にこれを認めるべきか否かが争われており、また認め

権利を祖父母に認める州立法が、特に一九七〇年代後半から相次いで行なわれた結果、現在では四七州が祖父母訪問 一方アメリカに目を向ければ、 わが国における面接交渉権に該当する訪問権 (visitation rights)を裁判所に申立てる

同じく子のための親子法を標榜しながら、両国における対照的な対応は何に由来するのであろうか。周知のように

の意義を承認するに至っている。すなわち訪問権が付与されるのは「子の最良の利益」がそれを要求するからであり、 権のみを承認していたところ、現在では、それ自体子にとって独自の役割を果たすものとして祖父母の訪問権に固有 抜きにして祖父母の訪問権のみを論ずることは無意味であろう。しかし、アメリカでも当初は日本のように親の訪問 アメリカでは監護権を有しない親 (以下では非監護親と略称する) に原則として訪問権が認められており、(6) かかる現実を

論じることはできないが、両者とも子の成長発達を保障するために認められる権利であり、その目指すものを同じく への転換が存在する。もっとも、祖父母の訪問権と親の訪問権とは次元を異にするに考えられるので、両者を同一に 見る立場へという訪問権観の変遷の歴史であり、その理論的背景として、親の権利優先原理から子の最良の利益原理 母の訪問権の承認の過程は、訪問権を親の専有権として見る立場から子の最良の利益に基いて認められる権利として 逆に「子の最良の利益」が要求すれば訪問権者は非監護親に限られないと理解されているのである。このような祖父

口になるのではないかと思われるのである。 の訪問権の持つ意味や訪問権一般を理解することの一助となろうし、日本における面接交渉権の議論を再検討する糸 している。それゆえアメリカの祖父母の訪問権の生成と展開の過程を辿ることは、単に祖父母の訪問権のみならず親

的に考究し(三)、最後に祖父母訪問権法の意義とその影響力等について総括することにする(四)。 成過程を概観する(Ⅱ⑴)。そして、その典型例としてニューヨーク州にお け る祖父母の訪問権の生成と展開を具体 本稿では、まず非監護親の訪問権の取扱いを参照し(二〇)、次いでアメリカ法一般にお ける祖父母の訪問権の生

## 一 祖父母の訪問権の生成

非監護親の訪問権

る場合に訪問権を付与することを認めている。(8) 裁判所が当該事件および当事者の事情ならびに子の最良の利益を斟酌した上で、その裁量権を行使して正当と判断す ューヨーク州は、婚姻の無効もしくは取消、別居、離婚、または監護権もしくは訪問権を求める裁判手続において、 アメリカでは、訪問が子の不利益になる場合などを除いて、原則として非監護親に訪問権が付与される。例えばニアメリカでは、訪問が子の不利益になる場合などを除いて、原則として非監護親に訪問権が付与される。例えばニ

益を促進することに基くから、監護紛争一般におけると同様、子の最良の利益の基準が適用される。したがって親が((1)) 非監護親の訪問権は、極めて尊重に値する権利であると一般に言われる。訪問権が付与されるのは、それが子の利(9)

果、訪問権が非監護親に通常付与される権利であると考えられている。(2)(3)(3)な基準は当然に異なり、訪問権に関しては監護権に関する場合よりも右基準が緩く適用されることとなり、その結 不適格であったり、訪問が子の利益に反する場合には、訪問権が否定される。しかし、監護権を付与するか否かの決不適格であったり、訪問が子の利益に反する場合には、訪問権が否定される。しかし、監護権を付与するか否 を維持することが妥当かどうかだけを決定する問題であることから、そこで判断されるべき子の最良の利益の内容た 定が子の日常的な養育に関する責任者を決定する問題であるのに対し、訪問権を付与するか否かの決定が子との交流

非監護親の訪問権の法的性格については、従来より監護権の一種として考えられてきている。したがって訪問権を非監護親の訪問権の法的性格については、従来より監護権の一種として考えられてきている。(4)

\_ \_ E

監護権の縮小概念として捉えることにより、裁判所はその裁量で訪問権を認めることができるのであるが、 の如く祖父母固有の訪問権が認められ、さらにその範囲が拡張した結果、祖父母の訪問権は、非監護親の訪問権に当

## (二) 祖父母の訪問権

然影響を及ぼすものと考えられる。

はともかく、親が反対する場合に子を訪問する権利を裁判によって得ることはできなかった。(ほ) のため、州が家庭に介入することができたのは、親の権限が濫用された場合に限られ、祖父母は、親が同意する場合 コモン・ロー コモン・ローの下では、監護権を有する親が、未成年の子の行動を決定し監督する基本的な権利を有していた。そ

徳的なものであって法的なものでないこと、ならびに親が不適格であることの立証なくして裁判所は家庭紛争に介入 の祖母が、父に子らを訪問させる命令を裁判所に求めた事例であったが、祖父母に子の訪問を認める親の義務は、道 祖父母の訪問権についての初のケースとして知られるルイジアナ州の(Succession of Reiss 判決は、死亡した母方

すべきでないことを理由として、亡母方の祖母から監護権者である父を相手方としてなされた訪問権の申立てを否定

であって、裁判所の介入ではないこと、などであった。 (19) (19) であってする理由すら示す必要がないこと、(1) 通常の家族関係を回復することのできる唯一の手段は自然の絆 に子を巻き込むことによって子の最良の利益は促進されないこと、回親と祖父母との争いを裁く者は親自身であり、 した。この判決以降に下された各州の諸判決は、更に幾つかの否定理由を付け加えた。すなわち、⑴裁判所が祖父母 に訪問権を付与することは、親の権利の分割を意味し、親の権利を侵害する結果となること、※ 親と祖父母との争い

このような見解に基き、裁判所は子の養育に関する親の権利を非常に尊重した。その結果、祖父母と監護親との間

訪問権を付与することに消極的であった。(20) に訪問に関する合意が存していた場合や、祖父母が子と同居してきた場合などの例外的な場合を除いては、

益の重大さとそのような子にとって精神的安定性のニードが大きいことを実証する心理学や社会学の研究が進展し、 (2) 立法による改革 あるいは監護事件一般において子の最良の利益原理が優勢を占めるに至ったことなどが、理論的裏付けを提供した。(3) 親との間で孫を巡る争いが増えてきたことが挙げられよう。さらに、離婚等によって親を失った子の被る心理的不利 た。このような方向転換をもたらした社会的背景としては、子の出生数の減少と離婚率の上昇により、祖父母と監護(ミロ) (22) patriae として子を保護すべき州の義務を裁判所が認識するにつれて、次第に祖父母に訪問権を付与するようになっ しかし、子に対して祖父母が演じる独自の役割の重要性、子の養育に対する親の権利の義務的性格ならびに parens

場合等にも広く認める州が増えてきている。訪問権付与の判断基準としては、大半の州が子の最良の利益の基準を適(38) (39) の後右立法を有する州が漸増し、その結果一九八三年現在では実に四七州が祖父母訪問権法を有するに至っている。(※) 意味するため、祖父母の訪問権を保障するには、最終的に立法による改革によらなければならなかった。 申立権が認められる場合については、親が死亡した場合に限る州が多かったが、両親の婚姻の無効・取消や離婚のになる。 祖父母に訪問権を付与する権限を裁判所に与える立法は、一九六〇年代に数州によって行なわれたのを皮切りにそ (1)で述べたように、子の親が反対する場合にも祖父母に訪問権を付与することは、コモン・ローの伝統の変更を

用することを規定している。

# 三 ニューヨーク州における祖父母の訪問権の生成と展開(ヨ)

### () コモン・ロー

法改革までに下された九件の裁判例のうち、二件を除きすべて訪問権が認められなかったケースである。その中で四 ニューヨーク州においても、当初は親の意思に反して祖父母が訪問権を得ることはできなかった。一九六六年の立(32)

番目に下された Noll 判決は、初期のリーディングケースとしてしばしば引用された。

破棄して、次のように述べる。「parens patriae としての裁判所の介入が子の福祉にとって必要なときには」、祖父母 めだけに裁判所が介入することはできない。」 合、たとえ福祉の向上が可能であるとしても、咎なき親の反対に拘らず、子の道徳的で暫定的な福祉を向上させるた 意思は、母に存在する。……母が、子の適格にして自然的かつ法的な監護者であって、申立人らの訪問に反対してお るという理論に基けば、……訪問はその限りで、監護の適格性を疑われていない親が与えられている完全 な 監 が訪問権を申立てることは正当であるが、本件はそのケースではない。なぜなら「訪問が限られた期間内の監護であ Noll 判決(④)は、父死亡後、父方祖父母が母を相手方として子に対する訪問権を求めた申立てを認めた原判決を ―対世的最高権である監護権――を侵害することである。」「夫の死亡により、〔子の養育に関する〕唯一の権 限 と かつ〔子と〕祖父母との交流の継続が、子の福祉、満足、心の平穏および幸福によって必須のものとされない場

利益に反しない限り裁判所が親の監護に介入すべきでないことを理由とし、子の最良の利益のために必要とされれば 判決前の諸判決が、適格な親の権利を尊重すべきことを理由とするのに対し、Noll判決以降の諸判決は、子の最良の 同じく否定の立場を採りながらも、Noll 判決の前の裁判例と後の裁判例とは理由付けが異なる。すなわち、Noll

あくまでも監護権の一部として訪問権が理解されていたため、たとえ子の最良の利益原理を採用しても、 裁判所が祖父母に訪問権を付与する余地を認めている。このことから、訪問権否定判決の中で、Noll判決を契機とし たが、父が精神病院に入院中に、既に訪問権付与命令を得ていた父方祖父母が母によって訪問を拒否されたため、 両判決とも、子の福祉が支配的考慮事項であり、それが裁判所の主たる関心事であることを理由として訪問権を認め 与には抑制的にならざるをえず、その結果、親の意思に反して祖父母の訪問権を認めるまでには至っていない。 て親の権利優先原理から子の最良の利益原理への転換が行なわれたことが知りえよう。しかしながらこの時点では、 肯定判決である Consaul 判決(③)と Anonymous 判決(⑨)も、 以上の立場から位置づけられるのであって、

行なった。すなわちニューヨーク州家族関係法第七二条(N.Y. Dom. Ret. Law §72 (Mckinney))は、jì子の親の(33) ニューヨーク州は以上のような諸判決を背景として、一九六六年に初めて祖父母に訪問権の申立権を認める立法を 一九六六年法による改革

めて訪問権の付与を申立てたという特殊な事例であった。したがってこれを積極的に評価することはできない。

入れるかのように、死亡した親代わりとして祖父母が訪問することを認めたものであった。 良の利益を促進する場合に訪問権が付与されることを定めた。これは、あたかも死亡した親の靴に祖父母が足を踏み 一方または双方が死亡している場合に、死亡している親の親である祖父母にのみ申立てを許し、畄当該訪問が子の最

同条の立法理由は次のように説明されている。即ち、「孫を訪問する権利は裁判所の裁量のみに 基く。(※)

訪問が孫の最良の利益にならないと判断したときには、祖父母の申立を拒否することができる。」「唯一のわが子を失 いとしたら、何という悲劇であろう」として、同条が祖父母の救済を目的の一つとしていることを明らかにしている。 った祖父母に孫を訪問する権利を申立てる機会を与える立法が存しないために、祖父母が孫を訪問することができな

たため、同法施行後に下された判決の多くはこの問題に対処しなければならなかった。そこで以下では、子が養子収へと移り変わった。特に同法が、子が養子収養された場合における祖父母の訪問権の取扱いについて定めていなかっ 体の是非から、 養されたことによって祖父母の訪問権がどのような影響を受けるかについて、子の養子収養の前後に分けて判決を検 右改正法により、 祖父母の訪問権が認められるのは親が死亡している場合に限られるべきか、という訪問権承認の範囲 祖父母の訪問権が制定法上承認された結果、判例法上の争点も、祖父母の訪問権を認めること自

討してみることにする。

問権付与命令は「子に対する永久的な権利を〔祖父母〕に付与するわけではない」から、訪問権の存続を認めることは 変更されうる」が、「養子収養はそもそも、暫定的な関係とは区別さ れ る永続的な関係を創設するための 手 訪問権が否定されている。すなわち、 訪問権付与命令は、「性質上せいぜい暫定的であるに過ぎず、 「公序(public policy)に反する」(⑱)とする。さらに養子収養後の訪問権付与については、それが「養子収養に対 〔るから〕…監護および訪問に関する従前のすべての暫定的命令は、養子収養によって当然に失効する」(⑩)。 養子収養前に祖父母が訪問権を付与されていた事例では、養親が親族の場合(⑲)と継親の場合 12 常に再検討され のいずれも また訪

述した第七二条の立法目的を重視し、養子収養を妨害しない場合にまで実方家族との関係を否定すべきではないとし 和が存することや、祖父母が子と接触してこなかったことなどを理由に、訪問権を付与しなかった。差戻判決は、 益になるときには訪問権を付与する裁量権を裁判所が有しうることを示唆しながらも、監護権者と祖父母との間に不 付与の可能性を認める差戻判決(⑱)とに分かれた。否定判決は、 養子収養後の訪問権の申立ての事例は、二件とも継親による養子収養の事例であったが、否定判決(⑮)と訪問権 前掲⑩・⑪判決とは異なり、訪問が子の最良の利

する強力な障害」(⑩)となることを理由に否定した。

て、養子収養によって祖父母の申立てが妨げられることはないと判示した。その上で、訪問が子の最良の利益になる

か否かの審理を尽くさせるために事件を差戻した。

合にしか申立権を認めていないことを理由に、訪問権を付与しなかった。 この他に、実親が生存中の訪問権申立てについても判断されているが(⑪)、 当該裁判所は、 第七二条が親死亡の場

三 一九七五年法による改革

制定法

が、死亡した親の親であることを不要とし、 さらに 🗓 親の死亡のほかに、「エクィティによって介入が相当とみなさ れるであろう事情が存在していることが、当該状況から明らかである」ことを申立事由に追加した。 右の諸判決に影響されて、一九七五年に裁判所の権限が拡大された。即ち一九七五年法は、⑴申立人である祖父母(37×38)

たらした。すなわち、コモン・ロー上、親の道徳的義務として親が同意する場合に限って認められていた訪問権が、 このように右改正は祖父母の申立権の拡張を意図したものであったが、同時に祖父母の訪問権の性格の質的転換をも もたらされる可能性がある場合が〔親死亡の場合以外にも〕幾つも存在することを承認する」ものであるとしている。

立法者は、右改正が、「〔第七二条を〕用いることによって子や、ひいては社会に対して計り知れない有益な結果が

なり、更に一九七五年法により、親を経由することなく、換言すれば親の生死や親が実親であるか養親であるかを問

一九六六年法により、親が死亡した場合に死んだ親代わりとしての資格で生存親の意思に反しても認められる権利と

承認するものであり、子の最良の利益という最高原理の下では親の監護権が必ずしも祖父母の訪問権に優先するもの 場こそ、子の最良の利益を促進するための手段として祖父母の訪問が子にとって重要かつ独自の役割を果たすことを うことなく、子と祖父母との直接の関係の重要性のゆえに承認される祖父母固有の権利となったのであった。

ではないことを示すものといえよう。

るか否かは、子の最良の利益基準の下で個別的に判断されなければならない。そこで以下において、一九七五年法以 ここに至り、祖父母は初めて固有の権利としての訪問権を求める資格を得たが、実際に祖父母の訪問権が付与され

(2) 判決

降の諸判決を具体的に検討することにする。

あることがわかる。 判決一七件の内訳は、肯定判決十件、差戻判決五件および否定判決二件であり、従来と比べ訪問権付与に積極的で

とは、養子収養を妨げ、子の最良の利益とならないと判断されたのであった。 なかった。それゆえ子の最良の利益の基準の下で、子と何ら有益な関係を有していない祖父母に訪問権を付与するこ 否定判決(⑳・⑳)は、ともに他人による養子収養の事例であり(㉑は収養手続中)、祖父母は 子に 会ったことも

求されるかという観点から決定されなければならない。」 州に居住する子を訪問することが正当であることを祖父母が主張するための手続上の手段を創設することである。 すなわち「〔第七二条は〕祖父母に絶対的な当然の権利を付与することを意図していない。その背後にある意図は、 …訪問が認められるべきか否かの問題は、裁判所の裁量のみに委ねられ、最終的には子の最良の利益のために何が要 判決(⑪)は、子の母と祖父母との不和自体は訪問権を否定する正当な理由とはならないとして次のように述べる。 差戻判決と肯定判決の中で特に重要と思われるのは、Lo Presti 判決(⑰)と Sibley 判決(⑱)である。Lo Presti

下のように述べる。「第七二条は、孫と祖父母との交流が 子の最良の利益となり、 養親子関係を不当に妨害しない場 Sibley 判決 (図) は、 両親死亡後父方祖父母に養子収養された子に対する母方祖母の訪問権を認めた。 同判決は以

い。また「養子があらゆる点でその実方家族と断絶するとは限らない。……〔実方家族との断絶に養子が適応できな 合に、祖父母が孫との交流を求める権利を与えるにすぎない」から、養子収養によって申立てが妨げられることはな い場合〕、実方家族との絆は、法的一貫性の要請自体によって切断されるべきではない。」それゆえ「子の最良の利益

違憲に侵害するものではない。」 としての役割により決定した」のであるから、「養親の反対に拘らず 祖父母の訪問を認めても、 養親家庭の完全性を にかなう場合には、一定の限られた状況の下で祖父母が子の成長に引き続き関与すべきであると、州がparens patriae

において祖父母の訪問権が付与されるか否かは子の最良の利益の観点から裁判所が裁量によって決定するという立場 益を促進するために認められた祖父母固有の権利として捉えてその申立権を手続的に広く保証した上で、個 右にみた二判決からも明らかなように、一九七五年法施行後の諸判決は、祖父母の訪問権を文字通り子の最良の利

訪問権が付与された裁判例における親の状況

(3) 諸判決の事項別分析

をとっている。

が、その一方または双方が入院していたり、監護を怠っていたりして、子の監護が十分行な われ て いない場合のほ か、監護に全く問題がなく円満な家庭を築いている場合も含まれる)の四つの場合が考えられるが、実際にはjì~jij

.親の死亡 (魯)、ii親の離婚 (匈、匈、匈、匈、匈)、iii子の養子収養 (魯、 匈)、ivその他

(両親が健在である

の場合にしか訪問権が付与されていない(なお、訪問権を付与した⑮・⑳の二判決は、事案の詳細が明らかでないた ここに含めていない)。

九七五年法の影響が顕著に現われたのは、⑪と⑪の場合である。まず⑪の場合についてであるが、裁判所は第七

7

が子と同居または面接していた事例であることは注意を要する。 二条のエクィティ上の権限に基き(⑳)、親の離婚の事例すべてにおいて訪問権を付与した。 ただし、 すべて祖父母

iiiの場合については、さらに切他人による養子収養、(イ)継親による養子収養、(b)親族による養子収養の三つの場合

権が否定されている(⑳、⑳)ことと照らし合わせて考えてみると、子が従来の環境と異なる全く新たな家庭に収養 判所の基本的な考え方は、前述の Sibley 判決(❷)で示されている通りであるが、他人による養子収養の事例で訪問(44) がありうるが、実際には(イ)(⑳)と(ウ)(⑳)の場合にしか認められていない。しかし一九七五年までの状況に対比する されたのではなく、かつ祖父母と子とが交流を通じて愛情関係を形成している場合には、祖父母の訪問権を認めても と、裁判所が継親養子および親族養子に対する祖父母の訪問権に好意的な姿勢をとるようになったことがわかる。裁

訪問が子の最良の利益であることの立証の機会を認められるとする差戻判決(⑳)があることは注目に値する。 なお心の場合における肯定判決は存しないが、 両親のそろった家庭(intact family)の場合であっても、

養親子関係の不当な妨害にならないと考えているように思われる。

母は、訪問が子の最良の利益になることを立証する機会を与えられているにすぎない。 この点については、子の最良の利益の観点からのみ決定されるべきことが一般に承認されている(⑰、⑱等)。 訪問権付与の基準

れるが、祖父母の訪問事件では、さらに『有意義な愛情と尊重(meaningful affection and regard)』という新たなス 件で用いられる『安全、 判決(⑳)は次のよろに区別する。すなわち、監護事件と訪問事件は共に子の最良の利益基準を用いるから、監護事 監護事件における子の最良の利益の基準の適用との差異について、多くの判決は明確に述べていないが、Shadders 継続ならびに中断されることのない長期の安定』というスタンダードが訪問事件にも適用さ

タンダードが追加されるとする。

の利益となることを示唆する Shadders 判決(図)の立場は、正当なものに思われる。 訪問権を有するためには、子と有意義な愛情関係を有してきたことを要求し、そのような祖父母の訪問こそ子の最良 祖父母は親の監護権や非監護親の訪問権を害しない限度で訪問権を認められるべきであろう。その意味で、祖父母が祖父母は親の監護権や非監護親の訪問権を害しない限度で訪問権を認められるべきであろう。その意味で、祖父母が は低く、子との親密度が弱いのが通常である。したがって、非監護親が原則として訪問権を付与されるのとは異なり、 ても、監護事件におけるよりはその適用が緩かなものとなろう。一方、祖父母は親と比べて子の養育に関与する程度 母との関係が子にとって有益であるか否かという点についてのみ判断される結果、同じ子の最良の利益基準を適用し 的関係に対するニーズを充足するものであり、両者はその目的を異にしている。したがって、訪問事件では子と祖父 監護が子の日常的な養育に対する子の広範なニーズを充足するものであるのに対し、訪問は短期反復的に子の継続

子と祖父母との関係

子と祖父母との関係は、①同居したことがある場合(匈一年、匈一年、匈三年)、问訪問したことがある場合(⑰、 ❷、劉、劉、劉。 なお 母と 鰡とは 訪問権付与命令を得ていた事例)、[jj]訪問したことがない場合(②、②、劉)

に分けられる。このうち、jijの匈、匈のみが否定判決であるから、子と同居しまたは子を訪問して子との間に家族的

関係を形成してきたことが、訪問権付与の重要な要件であることがわかる。

であっても逆の推定が働くと考えるべきではなく、親が訪問を拒んだ背景をさらに検討すべきであろう。 に対して強い関心を抱いていることを推認させる事実ともなる。そして、親が祖父母の訪問を拒んできたような場合 同居・訪問の事実は、子にとって祖父母との関係が重要であることを推認させる事実であると同時に、

祖父母が子

祖父母と監護親との関係

,

Simmons 判決(❷)は、以下のように述べてこれを否定する。「子の親が自ら適切と判断するところにしたがって子 を養育するという親の権利は、憲法によって保障される権利である。しかしながら、介入されないという親の権利は まず、祖父母に訪問権を認めることが、監護親の子の養育に関する権利を侵害することになるかという点について

子の最良の利益を促進する有効な立法に常に道を譲らなければならない。」

問を子の最良の利益であると判断すれば、訪問を妨げるべきではない」(⑳)とするのである。 件あるが(⑮、⑰、⑲、⑳、⑳、⑳、♡)、すべてこれを否定する。すなわち、「不和は、祖父母の訪問権を否定する正当 な根拠でも、祖父母の訪問が子の最良の利益であるかどうかを判定するものさしでもない」(⑩)から、「裁判所が訪 次に祖父母と監護親との不和が訪問を否定する理由となるかについて検討する。この点について判示した判決は六

り監護権を妨害するような祖父母の言動であるときには、子の最良の利益の基準に基き訪問権は付与されない。(※) 不利に扱う必然性は存しないと言えよう。したがって、当事者間の不和が訪問権を否定する理由にはならないとする(も) 限ないし変更等の強制手段を利用することによって行なうべきであろう。ただし、不和の原因が、子に有害であった 右諸判決の結論は正当であり、不和によってもたらされる子の不利益の回避は、訪問方法を工夫したり、監護権の制 ない。また監護親と訪問権者との不和は、非監護親が訪問権者である場合にも存在するのであるから、祖父母のみを(4) 福祉に合致するとは限らないのであり、監護親といえども子にとって有益な交流を否定する権限まで有するわけでは 効性を有するのかという疑問も存しえよう。しかしながら、子の交流すべき相手を親の決定に委ねることが常に子の 確かに親と祖父母との争いに子を巻き込むべきではないし、また不和が存在する中で訪問が認められてもどれ程実

諸判決はすべて、子の反対の意思表示それ自体では訪問権否定の理由にはならないとする(⑲、⑳、⑳)。すなわち

子の意思のみに基いて決定することは「見識を持って客観的かつ自由に状況を判断し、それにしたがって子のニーズ を充たすという〔裁判所の〕義務を回避することである」(⑱)。また十歳前後の子に祖父母の訪問権を認めるべきか

否かを決定させることは「子の最良の利益に反する」(⑳)とされている。

子の意思は、子が年少の場合には重視されず、たとえ子が年長であっても絶対的ではない。(タイ)

f 子の健康

であることが承認されている(炒)。

子の年齢

訪問が子に与える悪影響は、訪問権否定の理由となる(⑰、⑳)。また、安定 した 家庭環境が子にとって最も重要

することが子に悪影響をおよぼす場合には、訪問権を認める根拠となる。(48) 子の身体的および精神的健康は、子の最良の利益の判断の際に極めて大きな比重を有する。祖父母との関係を切断

であるが、十歳未満の子を対象とする事例が多く、最年少の子は四歳であった(図)。 の考慮事項の一つではあるが、判決で見る限り決定的な要素ではない。ちなみに、肯定判決における子の年齢は様々 子の意思が尊重されるのは、子が年長の場合に限られる。また子の年齢は、訪問が子におよぼす影響を判定する際(49)

### 四終わりに

ニューヨーク州における祖父母の訪問権の生成と展開の過程は、さながら監護養育観の変遷の過程たる観がある。

独自の役割を果たす者として扱われる現在へと、祖父母に対する評価が移り変わるにつれて、祖父母の訪問権が法律 祖父母が他人と同様に扱われた時代から、死亡した親代わりとして扱われた時代へ、そして子に対して

う監護養育観の変遷が存したからである。 支える理論的背景として、子を親の動産とみなすコモン・ローから親優先原理へ、そして子の最良の利益原理へとい 訪問権を申立てることのできる祖父母の範囲が拡張してきたが、それと同時に、

を援助する一員としての地位を祖父母に認めたものとして理解されるべきであろう。 要な人物であることを法律上承認されたのである。しかしこのことは、祖父母が親に優先する権利を獲得したという に至り、 ことを意味するのではなく、むしろ子を真の受益者として捉える子中心の監護養育観の下で、親と協力して子の成長 の利益を促進する場合には、たとえ監護親の意思に反したとしても祖父母に訪問権が付与されることとなった。ここ る。また訪問権付与の決定に際しては、子の最良の利益の基準が唯一の基準として採用される結果、訪問が子の最良 した場合のみならず、親が離婚した場合や子が養子収養され た 場 合 にも、祖父母の訪問権が認められるに至ってい 二度の法改正を経て、現在では祖父母の訪問権の申立権に関する制限が撤廃され、その結果、判例法上、 祖父母は、「他の関係からは得ることのできない利益」を子に対して供与することのできる、子にとって重(8) 親が死亡

権とを調整することが不可欠である。親のもつ監護権と訪問権は親の負う子の監護養育責任に発するものであって、 や非監護親と並んでどのような役割を分担すべきかを決定し、それに基いて後二者の監護権や訪問権と祖父母の訪問 したがって、子の養育という同一平面において子の最良の利益という同一目標を達成するために、祖父母が監護親

基準がどのように適用されるべきか、そして訪問権の内容をどのようなものとすべきか、について指針を提示するこ 有の権利であるからである。このような立場から、具体的には、祖父母の訪問権付与の決定に際して子の最良の利益 祖父母の訪問権は親の負う右責任を補完するためのものであるが、それは独自の地位に基づいて認められる祖父母固

とが緊急の課題とされよう。その場合、第一に、実親のみが子の監護養育に関与すべきとされるのではなく、子と親

り、その具体的妥当性を担保することは、訪問の方法や回数など訪問権の内容を規制することによって行なうべきで って独自の役割を果たすものであるから、子の利益に適うかぎり原則として祖父母の訪問権が認められる べき であ いう同一目標の達成に資するものであり、相対立するものではないこと、それゆえ、第三に、祖父母の訪問は子にと 養育に関与すべきであること、第二に、実親の監護権や訪問権と祖父母の訪問権は、ともに子の最良の利益の促進と 密な関係を有してきたとか、実親だけでは子の監護養育に十分でないとかの一定の場合には、祖父母もまた子の監

あること、を前提命題として一般に承認すべきではないかと思われる。

継親、事実上の監護者に訪問権を付与する判決がある。訪問権者の拡張がどこまで進むかについては予断 を 許(5) る。ニューヨーク州では、今のところ兄弟姉妹に訪問権を付与する判決が見られる程度であるが、(53)(53) ていないことに気付く。面接交渉権は何のために誰に認められるべきかという基本的な問いかけを通して、面接交渉(56) いが、子の最良の利益を促進する者に訪問権を付与すべしという基本的命題に変更はなかろう。 3。ニューヨーク州では、今のところ兄弟姉妹に訪問権を付与する判決が見られる程度であるが、他の州では、親族%。(st)なお、祖父母の訪問権が承認されるに伴い、親や祖父母以外の者の訪問権も徐々にではあるが認められる傾向にあ さて、振り返って日本の面接交渉権の実情を顧ると、子の最良の利益原理に基く体系的な面接交渉権概念が存在し さなな

î ない(東京高決昭和五二年一二月九日家月三〇・八・四二、判時八八五・一二七)。なお実 務 取扱例を掲げるものとして相 原尚夫他「面接交渉の実態調査」調研紀要二三・四四、相原尚夫「面接交渉の実務覚書」ケース研究一一四・四七参照。 子を養育してきた祖父母に対し、実親への子の引渡の経過措置として面接交渉権を付与した裁判例が一件存在するにすぎ 権法を再構成する糸口として、ニューヨーク州の動向は十分参考になるものと思われる。

肯定するものとして森口静一・鈴木経夫「監護者でない親と子の面接」ジュリスト三一四・七六、否定するものとして佐 藤羲彦「離婚後親権を行なわない親の面接交渉権」同志社法学一─○・五六がある。なお、祖父母に訪問権を認めるフラン

権に関する若干の考察」(静大)法経研究三一・一=二・一〇二参照。 ス法の現状については、田中通裕「フランスにおける訪問権」(関西学院大)法と政治三二・一・一五三、 山脇貞司

(3) 中川淳「面接交渉権」ジュリスト四二四・一一、久貴忠彦「面接交渉権覚書」阪大法学六三・九九、野田愛子「面接交渉 川田昇「面接交渉権」民法の争点三七〇、石川稔「離婚による非監護親の面接交渉権」別冊判タ八・二八五、田中実「面接 ための面接交渉」ケース研究一五三・八八、稲子宣子「子の権利としての面接交渉権」日本福祉大学研究紀要四二・七一、 権の権利性について」家庭裁判所の諸問題(上)一八一、島津一郎「親の権利と子の権利」法セニ四七・九、梶村太市「子の

交渉権」現代家族法大系二・二四八等参照。

- (4) 訪問権は、子と祖父母が互を訪問することを主たる内容とするが、電話などによる交流から子が数週間祖父母宅に滞在す るものまで幅広い内容を有している。本稿では便宜上「祖父母の訪問権」と一率に表現するが、子が祖父母を訪問すること 称をもってこれに代えるべしとする者もいる(Zaharoff, Access to Children: Towards a Model Statute for Third などもその内容として含んでいることを御了解願いたい。なお visitation が幅広い内容を持つことから、access という名 Parties, 15 FAM. L.Q. 165, 166 (1981))°
- 5 See Foster & Freed, Family Law in the Fifty States: An Overview, 17 FAM. L. Q. 365 (1984).
- 6 See, e.g., Homer H. Clark, Jr, Law of Domestic Relations 590 (1968).
- 7

(∞) N.Y. Dom. Rel. Law § 240 (McKinney Supp. 1984).

- 9 See Clark, supra note 6 and Michael Wheeler, Divided Children, at 52 (1980); Strickman, Marriage,
- Divorce and the Constitution, 15 FAM. L.Q. 259, 338—39 (1982).

See S.W. Kram & N.A. Frank, The Law of Child Custody: Development of the Substantive Law,

"Best Interest" Doctrine? 15 J. FAM. L. 213, 214 (1976—77); Jones, Judicial Questioning of Children in Custody 124(1982) [herein after cited as Kram & Frank]; Henszey, Visitation by a Non-Custodial Parent: What is the

and Visitation Proceedings, 18 FAM. L.Q. 43, 43-44 (1984).

- (口) CLARK, supra note 6, at 590; Henszey, supra note 10, at 214. See also HARRY D. KRAUSE, FAMILY LAW, 261 基かねばならないことが判例上確立されている(15 N.Y. Jur. Rev. Allowing Custody for Limited Period; Visitation —62(1977) ニューヨーク州では、訪問権の全面的な否定は強烈な手段(drastic remedy)であるので、 実質的証拠に 368 (Supp. 1983) [herein after cited as N. Y. JUR.])°
- ( $\mathfrak{A}$ ) Henszey, supra note 10, at 214 et seq.
- Reception of Beyond the Best Interests of the Child 13FAM. L. Q. 49 (1979); Dembitz, Beyond Any Discipline's from R. MNOOKIN, CHILD, FAMILY AND STATE 643 (1978)); Crouch, An Essay on the Critical and Judicial Benedek, Postdivorce Visitation: A Child's Right, 16 J. Am. ACAD. CLINICAL PSYCHIATRY 256 (1977) (Cited Post-Divorce Visitation: Untying the Triangular Knot, 1983 U. Ill. L. Rev. 121, 140 がある。その他、Benedek & 多い。ゴールドシュタインらの見解に対しては早くから多くの反論がなされてきたが、 最 近 の ものとしては、Novinson, の論稿がある)。 この見解について 本稿で論ずる 余裕はないが、 現在のところ アメリカでは 訪問権の付与を肯定する者が セミナー結果報告―その1―」調研紀要二五・一等があり、この見解を支持するものとして、前掲註(3)の島津、梶村両氏 島津一郎「BEYOND THE BEST INTERESTS OF THE CHILD」アメリカ法一九七六・二・二二六、「ゴールドシュタイン・ SOLNIT, BEYOND THE BEST INTERESTS OF THE CHILD 38 (2d ed. 1979)。日本における紹介としては、菊地和典 監護親の意思に反して裁判所が訪問権を付与することに対しては、有力な反対がある(J. Goldstein, A. Freud & A.
- CLARK, supra note 6 and KRAM & FRANK, supra note 10, at 123

Competence, 83 YALE L.J. 1304, 1310 (1974) 等を参照願いたい。

(5) Note, Grandparents' Statutory Visitation Rights and the Rights of Adoptive Parents, 49 Brooklyn L. Rev. 149, Visitation Rights by Stepparent Adoption, 50 UMKC L. REV. 231 (1982) [herein after cited as Aegerter] 152 (1982); Comment, Family Law: Aegerter v. Thompson, Divesting Grandparents of Statutory Grardchild

Zaharoff, supra note 4, at 167; Comment, Grandparents' Visitation Rights in Georgia, 29 EMORY L. J.

早稲田法学会誌第三五巻(一九八四)

- 17 (1980); Note, supra note 15, at 152; Aegerter, supra note 15, at 231. Succession of Reiss, 46 La. Ann. 347, 15 So. 151 (1894).
- Cal. App. 2d 104, 177 P. 2d 628 (1947); Commonwealth ex rel. McDonnald v. Smith, 85 A. 2d 686(Pa. Super. Ct. 1952); Smith v. Painter, 408 S.W. 2d 785, writ refd n.r.e., 412 S.W. 2d 28 (Tex. Civ. App. 1966). See, e.g., Commonwealth ex rel. Flannery v. Sharp, 30 A. 2d 810 (Pa. Super. Ct. 1943); Odell v. Luts, 78
- 79); Gault, Statutory Granchild Visitation, 5 St. MARY'S L.J. 474, 480 (1973); Aegerter, supra note 15, at 231. See Foster & Freed, Grandparent Visitation: Vagaries and Vicissitudes, 23 St. Louis U. L. J. 643, 646-47 (19

(2) Foster & Freed, supra note 19, at 645-46; Gault, supra note 19, at 481

- 3d 222 (1979). See Foster & Freed, supra note 19, at 649-50; Note, supra note 15, at 153-54. See also Annot, 90 A.L.R.
- THE U.S. 1984, 104 ed. No. 83)° 人と減少しつづけてきたが、近年上昇に転じ、一九八二年には一六・○人となっている。 (STATISTICAL ABSTRACT OF 一九六〇年に人口千人当りの出生数が二三・七人であったものが、一九七〇年には一八・四人、一九七五年には一四・八
- 昇しつづけてきたが、近年下降に転じ、一九八二年には五・一件となっている。(Id.)。 一九六〇年に人口千人当りの離婚数が二・二件であったものが、一九七〇年には三・五件、一九七五年には四・九件と上
- (A) Henszey, supra note 10, at 214; Foster & Freed, supra note 5, at 430; Zaharoff, supra note 4, at 187-89; Trends in Grandparent Third Party Visitation Rights Legislation, 7 FAM. L. REP. (BNA) 2587 [hereinafter cited
- (A) Foster & Freed, supra note 19, at 649-50; Zaharoff, supra note 4, at 186-87. See also Foster & Child Custody (pts. 1&II), 39 N.Y.U.L. REV. 423, 615 (1964); Note, Psychological Parents vs. Biological Parents,

- 17 J. Fam. L. 545 (1978—79)
- (%) Trends, supra note 24, at 2587
- (S) E.g., ARK. STAT. ANN. § 57—135 (Cum. Supp. 1979); CAL. CIV. CODE § 197.5 (West Supp. 1983); KY. REV STAT. § 405, 02 (Cum. Supp. 1980); PA. STAT. ANN. tit. 23, § 1012 (Purden Supp. 1984-85).
- E.g. ALA. CODE § 30-3-4 (Cum. Supp. 1984); ALASKA STAT. § 25. 24. 150(1983); ARIZ. REV. STAT. ANN..
- LAWS § 25-4-53 (Supp. 1983); TENN. CODE ANN. § 36-1101 (Cum. Supp. 1982); TEX. FAM. CODE ANN. § 14, § 25-337.01 (Supp. 1983-84); IOWA CODE ANN. § 598.35 (West Supp. 1984-85); KAN. STAT. ANN. § 60-1616 (Supp. 1984); NEV. REV. STAT. § 123,123 (1979); OKLA. STAT. ANN. tit. 10, § 5 (Supp. 1983—84); S.D. CODIFIED (Cum. Supp. 1982); Mass. Gen. Laws Ann. ch. 119, § 39D (Supp. 1984—85); Minn. Stat. Ann. § 257. 022

03 (Vernon Cum. Supp. 1983); Utah Code Ann. § 30-5-1 (Supp. 1983); Va. Code Ann. § 20-107.2 (Cum.

(2) 申立事由は州によって様々である。ととでは、独得の立法例として以下の二例を挙げるにとどめる。まずイリノイ州は、 ch. 40, § 607(b) (Smith-Hurd Supp. 1984))。テキサス州は種々の申立事由を列挙しているが、親が入獄していることや 申立事由を特に制限しておらず、また一定の場合に職権で訪問権を付与する権限を裁判所に与えている(ILL. ANN. STAT

訪問権申立前二年以内に少なくとも六カ月間祖父母と子が同居していることも申立事由に含めている (Tex. Fam. Code

(3) E. g., ALASKA, supra note 28; ARIZ., supra note 28; CAL., supra note 27; CONN. GEN. STAT. ANN. § 46 b— 59 (West Supp. 1982); Fla. Stat. Ann. § 61. 13C(1970—83 Supplementary Pamphlet); Iowa, supra note 28; Ill., supra note 29; Md. Courts & Judicial Proceedings Code Ann. § 3-602 (1984); Mass, supra note 28;

Ann. § 14.03 (Vernon Supp. 1984))。なお、後掲註(57)参照。

Minn., supra note 28; Mo. Ann. Stat. § 452. 400(Vernon Supp. 1984); Mont. Code Ann. § 40—9—102(1983). なおこのほかに、祖父母が子と実質的関係 (substantial relationship)を形成していることを申立の要件とする州(IDAHO

早稲田法学会誌第三五巻(一九八四)

ふの葉 (NEV., suþra note 28; N.D. CENT. CODE § 14—09—05.1 (Supp. 1983); PA. STAT. ANN. tit. 23, § 1012

- 31 (Purden Supp. 1984—85)) もある。 紙幅の関係上、判決の内容を逐一説明する余裕がないので、詳細は末尾に掲載した判決の一覧表を参照願いたい(なお本
- あり、その他スタンディングや裁判管轄権に関する判決も省略した)。

Steffenson v. Carrara, 59 A.D. 2d 786, 398 N.Y.S. 2d 743 (1977); Smith v. Lascaris, 432 N.Y.S. 2d 995 (1980) &

きる限り掲載した(一覧表に掲載しなかった判決としては、Sagumeri v.Fortunate, 391 N.Y.S. 2d 377(1977); Matter of 文中では、判決を一覧表の判決番号で引用する)。対象とする判決は重要なものに限ったが、一九七五年法施行後の判決はで

- (3) See generally N.Y. Jur., supra note 11, § 369; H.H. FOSTER & D.J. FREED, LAW AND THE FAMILY -New York— Vol. II § 29:25 (1984 Supp.).
- (33) Laws of 1966. ch. 631, eff. Sept. 1, 1966 によって家族関係法第七二条が追加された。 同条は以下のように限定していた。「第七二条 幼年の孫に関する祖父母の訪問権を得るための人身保護手続
- ために、子の最良の利益によって必要とされる命令を下すことができる」。 護および監督を行なう親その他の者に対しその命ずる方法によって適切な通知をなした上で、子に関する祖父母の訪問権の 〔裁判所〕に子を出頭させるための人身保護令状を裁判所に申立てることができる。 裁判所は、報告に基き、 子の養育、監 当州に居住している未成年の子の両親の一方または双方が死亡している場合には、死亡した親の親である子の祖父母は、
- 35 INTRODUCTION, 1966 N.Y. ASSEMBLY, at 264 ch. 631 (Print 7112) (N. Goldstein, reprinted in 1966 N.Y. LEGIS.
- 務と養子の財産の相続権を喪失すること、ならびに養子と養親とが法的な親子関係を有し、相続権を含む親子としてのすべ 養子収養の効果について規定する家族関係法第一一七条は、養子収養命令により養子の実親が親としてのすべての権利義

ての権利義務を有することを定めている。

- 37 Laws of 1975, ch. 431, eff. July 8, 1975
- 第二四○条が改正された(Laws of 1976, ch. 133.)。 さらに一九七六年には、婚姻関係事件において裁判所が祖父母に訪問権を付与する権限を有することを明文で認めるべく
- $\stackrel{\frown}{40}$ 39 本文一二四頁参照。 1975 N.Y. LEGIS. ANN. 51 (Introductory Memorandom by L. Giuffreda).
- 41 Jones, supra note 10, at 43-44. See also Strickman, supra note 9, at 338, 341

親代わりとして子を養育してきた祖父母については、非監護親に準じた取扱をすべきであろう。

 $\stackrel{\frown}{42}$ 

- See Note, Visitation Rights of a Grandparent over the Objection of a Parent: the Best Interests of the Child,
- 44 15 J. FAM. L. 51, 63—64, 66 (1976—77). See Foster & Freed, supra note 19, at 675. See Zaharoff, supra note 4, at 184-85

45

- $\stackrel{\frown}{46}$ <del>4</del>7 Id.; Note, supra note 43, at 60-61. Kram & Frank, supra note 10, at 131; Foster & Freed, supra note 19, at 662; Zaharoff, supra note 4, 197—98.
- 48 KRAM & FRANK, supra note 10, at 131; Note, supra note 43, at 62.
- 384 N.Y.S. 2d 208 (@); Ehrlich v. Ressner, 55 A.D. 2d 953, 391 N.Y.S. 2d 152, 153 (@). See Mimkon v. Ford, 66 N.J. 426, 437, 332 A. 2d 199, 204 (1975); Matter of Vacula v. Blume, 53 A.D. 2d 633, フォスターらによれば、十六、七歳の子の意思ならば尊重されるという(Foster & Freed, supra note 19, at
- との提案がなされている (See FLR's 1983 Survey of American Family Law, 10 FAM. L. REP. (BNA) 3017, 3026— 27(1984))° 現在、連邦議会において、祖父母の訪問権の付与決定の際に用いられるガイドラインを提示するための標準立法をすべし
- See generally Annot, Visitation Rights of Persons other than Natural Parents or Grandparents, 1 A.L.R. 4th

- 1270 (Supp. 1983); Third Party Visitation Rights, 1981 ANN. SURV. Am. L. 462 (1981).
- (3) Matter of Patricia Ann W., 89 Misc. 2d 368 (1977); In re Anthony, 8 FAM. L. REP. (BNA) 2343 (1982). 59, 232 N.Y.S. 2d 467 (1962))° お、養母との婚姻無効にもとづき、養父に養子に対する訪問権を認めた判決もある(Jacobson v. Jacobson, 36 Misc. 2d
- (云) Gotz v. Gotz, 274 Wis. 472, 80 N.W. 2d 359 (1957).
- 56 Looper v. McManus, 581 P. 2d 487 (Okla. App. 1978); Bryan v. Bryan, 132 Ariz. 353, 645 P. 1267 (1982) Leininger v. Leininger, 48 Ohio App. 2d 21, 355 N.E. 2d 508 (1975).
- なお制定法によって親、祖父母以外の者を訪問権申立権者と定める州も幾つか存在する。
- CODE § 197.5 (West Supp. 1983); ILL. ANN. STAT. ch. 40, § 607(b) (Smith-Hurd Supp. 1984—85); N.D. CENT. 即ち、(;)曽祖父母を申立権者とするもの(Ariz. Rev. Stat. Ann. § 25--337.01 (Supp. 1983--84); Cal. Civil
- აქიატი (Kan. Stat. Ann. § 60—1616 (Cum. Supp. 1982); Va. Code Ann. § 20—107.2(Cum. Supp. 1984))′ CODE § 14-09-05.1 (Supp. 1983); PA. STAT. ANN. tit.23, § 1012 (Purden Supp. 1984-85))、(:)継親を申立権者
- STAT. § 123, 123 (1979))、(iv) 家族構成員一般を申立権者とするもの(VA., supra)、(v) 親族を申立権者とするもの (三)兄弟姉妹を申立権者とするもの(CAL*., suþra* ; LA. REV. STAT. ANN. § 9:572(West Supp. 1984); NEV. REV.

(OHIO REV. CODE ANN. § 3109.11 (Page Supp. 1978)) があり、これらの立法とは異なり、子の福祉に関心を有する者

- § 25—4—52(Supp. 1983))° Supp. 1983—84); WASH. REV. CODE § 26. 09. 240 (Supp. 1983—84)) を申立権者とする立法も存在する。 がない場合でも、裁判所が職権で訪問権を付与することを認めるものもある(ILL., *supra*; S.D. Codified Laws Ann. (HAWAII REV. STAT. § 571—46(7) (Supp. 1983)) や、すべての者 (ME. REV. STAT. ANN. tit. 19, § 752 (Cum.
- |石川・前註(3)所掲論文は、子の利益原理に基く具体的な面接交渉権設定・行使の基準の定立を志向するものとして、示

Sibley v Sheppard  NY Ct App	③ Johansen v Lanphear	(3) In re La Russo	30	52
NY Ct App	1	in re La Russo	Layton v Foster	Liella K v Francine W
11/19/1981 54 NY 2d 320 445 NYS 2d 420 429 NE 2d 1049	Sup Ct, AD, 3d Dept 6/30/1983 95 AD 2d 973 464 NYS 2d 301	NY Fam Ct, Westchester Co 8/10/1983 9 FLR 2646	NY Ct App 1/17/1984 10 FLR 1206 95 AD 2d 77	NY Fam Ct, Westchester Co 3/28/1984 10 FLR 1343
母方祖母 父方祖父母 (=養親) 1男 (13歳弱)	父方祖父母 母 1男(8歳弱)	父方祖父母 父母 3人の子(10歳,6歳と0歳)	父方祖父母 母・継父(=養親) 1男(6歳)	父方祖父母業 母 1男(4歳)
婚姻することなく死亡。	離婚が母が監護権を有する。	両親のそろっている家 庭 (intact family) であ る。	離婚。母が監護権者 (養子収養後は訪問を 拒否)。	離婚。母が監護権者 (1年前から訪問を拒 否)。
9年前に父方祖父母の 養子となる。	母と同居。		2年前に継父の養子に なる。	母・母方親族と同居。
子の出生後1年半同居。 以後も養子となる迄は 定期的に子を訪問(養 義が拒否)。	約3年間同居していた。 子が母と同居してから は (現在まで約4年間) 子を訪問していない。		離婚前は隔週に、離婚 接養子収養前は、父が 子を連れてくるときに 会っていた。	1年前まで訪問していた。
0	0	Δ	0	0
・要子収養後もの、少な くとも相父母、少訪問子 に関しては、大き音 の最も権限を利益を書る。 子の最も権限を利益の保 観はない、パワー の正当な行使である。	訪問の許否は、子の最 良の利益にしたがって 裁判所が裁量により決 定する。	祖父母の訪問が子の最良の利益であることのの利益であることのにちてることが、エクタイティによって要請される。		
	子の貴重な経験であり、 他の関係からは得られ ない利益を子に与える ことを立法者が承認し ている。			
養観の意思に反して祖 父母の訪問を認めるこ とが、養観家庭の完全 性を追譲に侵害するこ とにはならない。	観と祖父母との不和は、祖父母の訪問権を否定 祖父母の訪問権を否定 する正当な理由ではない。	当事者間の不和それ自体は、訪問が子の最良の利益であると判定されれば訪問を妨けることはできない。		当事者間の不和の存在 および母が訪問に反対 することは、訪問権を 否定する正当な理由で はない。
・(1)参照。 ・ 裙父母の訪問権は、 ・ 花父母の訪問権は、 ・ れか後級予開係を ・ 妨害するときには認 められない。	・子の推の動きない。 ・子の推の動きない。 を立ている。 ・祖父母る正。 ・祖父母る正。 ・祖父母が過しなかった。 ことをする。 ことををする。 ことををする。 ことをををををををををををををををををををををををををををををををををををを			立法者と散判所は、子の教良の教良の対立になる関うで、祖父にの関係の対象は保護して終端されるべき。本記してきた。
祖父母と子との権敵が 子の最良へ利益であり。 かつ意義のといる者をしない。 は訪客しない権利を祖 父母に与えている。	・(x)参照。 ・ § 72は人道主義的目 的のために制定され た。 ・ § 72は訪問権を申し 立てる手提上の制度 を提供しているにす ぎない。	一定の観でない者との 有音義な交流が子の福 祉にとって重要である ことを承認している。		・祖父母が子と通常の きずなを形成する構 めの手を発上の機構 提供する役員の を提供する役員の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
特に死亡した南観の一 方の家族の下に子が託 置されている場合、妻 子収養の母として、祖父母と子との幹 は切断されない。			・継親による養子収養 は、必ずを担任である。 が間権を終了させない。 ・養子体は、祖父母の訪問権拒否の母の 訪問権拒否の根拠ではない。	
§72に基いて承認され た権利は、§117によって影響されない。				※訪問権付与命令違反 を理由として祖父母 か母を裁判所悔辱罪 て告訴した事例。

			,		
料皮	People ex rel Simmons v Sheridan	Shadders v Brock	Hood v Connaughton	Schirumboro v Chirumboro	Augustine B C v Michael B.
裁判所	Sup Ct, Special Term	Fam Ct, Monroe Co	Sup Ct, AD, 2d Dept	Sup Ct, A.D, 4 th Dept	Sup Ct, AD, 2d Dept
判决日 判例集	2/22/1979 98 Misc 2d 328 414 NYS 2d 83	10/4/1979 101 Misc 2d 11 420 NYS 2d 697	4/7/1980 75 *AD 2d 582 426 NYS 2d 574	5/23/1980 75 AD 2d 992 429 NYS 2d 112	11/2/1981 84 AD 2d 740 443 NYS 2d 739
当事者 (申立人 相手方 子	母方祖母 父方祖父母(=養親) 1男(11歳)	父方祖父母 母 1 人 (12歳)	母方祖父母 後見人 複数人	父方祖父母 <sup>兼</sup> 母 2女(共に數歳)	母方祖父 父 2女(7歳と4歳)
実裁の状况		離婚。母が監護権を有 し、再婚。父が訪問権 を有する。	両親死亡。	離婚。訪問権を得た父、 そしてその両親の訪問 を母が拒否。	離婚 a 母が精神病のため1年半前から入院中。
子の状况	非擴出子として出生し たが、7年前に養子と なる。	母・継父・2人の義理 の弟と同居。学校をず る休みする。	新家庭に託置されてい る。	原審が父に暫定的監護 権を付与したため、長 女のみ父と同居。	父と同居。
申立人と子よの関係	相手方の承認を得て子 と会ったことあり。	離婚判決によって訪問 権を付与され、子と旅 行をしたこともある。		1年以上間居していた。 離婚後は、母によって 訪問を拒否される。	母が入院する前の2、 3年間、母の付派とし て子らを訪問。
訪問権の許否	Δ	0	○{但し、原審よ りも訪問の範 囲を縮小した。}	○ { 訪問権の内 容決定のた め差戻	0
判断の根拠 (・裁判所の権限 ・判断基単	子の最良の利益であるときは、養子収養後実 方家族に訪問権を付与 する裁量権を有する。	・子の最良の利益のみ に基く。 ・安全、継続、長期の 安定に他に、有音の存 を変情と尊良の存在を を、子列断の指標と する。			
訪問(権)の音義			・祖父母の果たす独自 の役割が承認されて いる。 ・子の分割になる程度に広範 な訪問権は認められない。		
監護権との関係	・他人に干渉されない という機の利益に 子の最良はに新聞格は、 する立法が間権は、 親の養養に 侵害しない。	監護観が密収の手段と して子と祖父母との交 液を禁止することは許 されない。			祖父の訪問権は固有のものであるが、とりわけ母が訪問できないときは、謎められることが望ましい。
子の最良の利益との 関係			安定した家庭環境に対 するニードが子にとっ て最も重要である。	1年以上同居してきた 祖父母による子の訪問 を認めることが、子の 養良の利益に反するこ との立証なし。	過去2、3年間の訪問の事実は、祖父母の訪問が子の最良の利益であったこと、古ったことの在もそうである。
制定法 (DRL § 72) の解釈	・子の生活はおける親 以外のを表でいい を表する。 ・妻子収養性に立権が消滅する。 ・妻子収養性に立権が消滅するなられ ではある。 ・妻子2の目的が損われる。		(1)参照。		本件訪問の基礎は、豊 72の「エクィティが介入 を相当とみなす場合」 である。
養子収養との関係	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
その他				※父からの訪問権申立 と併合審理された事 例(父にも訪問権を 認める)。	

① Lo Presti v. Lo Presti	Ehrlich v. Ressnev	() Lachow v. Barasch	∰ Tarullı v D'Amıco	People ex rel.     Wilder v. Director,     Spence Chapin Services	@ Matter of Male"0"
NY Ct App 7/13/1976	Sup Ct, AD, 2d Dept	Sup Ct, AD, 2d Dept	Sup Ct, AD, 2d Dept	Sup Ct, Special Term	Surr Ct, NY Co
40 NY 2d 522 387 NYS 2d 412 355 NE 2d 372	1/31/1977 55 AD 2d 953 391 NYS 2d 152	5/6/1977 57 AD 2d 896 394 NYS 2d 284	12/5/1977 60 AD 2d 582 400 NYS 2d 15	3/23/1978 93 Misc 2d 617 403 NYS 2d 454	NYLJ, April 20, 1978 P12 cols 1-4 *
父方祖父母 母 2人	母方祖父 父 1男、2女(すべて10代)	母方祖母 父 1人	祖父母 父 3人の子(10歳前後)	母方祖母 Agency 1女(3歳)	祖母養父母非織出子
父死亡。母は、父の治 療等をめぐって祖父母 との間に不和を生じた。	母死亡。父は子が忙し すぎるとして訪問を拒 否。	母死亡。父は祖母と不 和。	父は祖父母と訪問をめ ぐって長く争っている。	neglect proceeding により監護権を喪失。	
母と同居				出生直後、里子となる。 現在里親による養子収 養手続中。	
父死亡(2年前)まで は、隔週に面接してき た。				子に会ったことなし。 祖母は子の妹を養育し ており、他の3人の兄 弟とも交流あり。	
Δ	Δ	Δ	0	×	×
・訪問権の付与は裁判 所の裁量。 ・子の最良の利益の観 点から決定されるべ き。	・訪問に対するコントロールは裁判所の正当な数量を改置される。 ・ まで変の人道的目的および子の最良の利益によって導かれる。			子の最良の利益が基準 となる。	子の最良の利益が基準 となる。
	子の貴重な経験の1つ であり、他の関係から は得られない利益を子 に与える。		A pro- A		
祖父母の訪問権を否定する正当を根拠となるのは、当事者間の不和ではなくておる。		当事者間の不和は、祖 父母の訪問権を否定す る正当な根拠ではない。			
(1)・(11)参照。	・子の育思のみによって判断してはならない。 ・状況を見識をもって 客観的かつ自由に判 断すべき。		訪問権の許否の決定を 子の意思に委ねること は、子の最良の利益に 反する。	兄弟姉妹と別れること は不幸だが、差し迫っ た妻子収養のために別 れることが子の最良の 利益である。	子が年少であることでき 子が年少であることでき ることがら、知らない 祖母による訪問は子の 最良の利益に反すると 判断。
祖父母に絶対的な当然 の権利を付与するの当性 はなく、訪問の正当を 主張子を創設のかりるこ 上の手段を創設している。 とを着囚している。	- (1)参照。 - 子に血縁関係を継続させるための立法である。 - 祖父母の訪問は子に利益をもたらし、祖父母の利益にもなる。	①の解釈に従う。		・孫と祖父母との有益な関係と手の最良の 利益との調整手段を 提供と言ことを目的 とすることを目的 とする。	
				・(w)参明。 ・子と祖母との間に何ら有益な関係が存しないときには、子と祖母との関係を促す子と祖母との関係を促することにより養成子関係が妨害される。	養銀の氏名を実方観制 に秘密にすることが必 要。
差戻審 (Sup Ct, AD, 2d Dept, 387 NYS 2d 153)は訪問権を否定した。					*Foster & Freed, La and Family - N Y Vol II 687 (Supp 1983) より引用。

					1975年改正
料决事项	State ex rel. Herman v Lebovits	Scranton v. Hutter	Boscia v Sellazzo	(B) Ger: v. Fanto	Vacula v Blume
教判所 判決日 判例集	Sup Ct, Special Term 6/16/1971 66 Misc 2d 830 322 NYS 2d 123	Sup Ct, AD, 4th Dept 1/18/1973 40 AD 2d 296 339 NYS 2d 708	Sup Ct, AD, 2d Dept 7/30/1973 42 AD 2d 781 346 NYS 2d 343	Fam Ct, City NY, Kings Co 12/3/1974 79 Misc 2d 947 361 NYS 2d 984	Sup Ct, AD, 2d Dept 6/7/1976 53 AD 2d 633 384 NYS 2d 208
当事者 (申立人 相手方 子	母方祖父 父・父方祖父母 1女(2歳)	母方祖父母 父・維母 (二菱級) 1男(11歳)、1女(10歳)	祖父母 母 1人	父方祖父母 母 1女(7歳)、1男(6歳)	祖父母母群細不明
実観の状況	母死亡。父再婚 (訪問 に対する同意を撤回)。	母死亡。父再婚。		父死亡。母再婚。母・ 難父と祖父母との間に 不和あり。	
子の状況	難母の養子となる。父 ・難母と同居。	1年半前に離母の養子 となる。		2年半前に継父の養子 となる。	
申立人と子との関係	母死亡後、養子収養前 に父の同意の下、訪問 権付与命令を得ている。	父再婚徒(4年半後)、 訪問を拒否されるよう になり、約3年前に会 ったのが最後。			
訪問権の許否	×	△ (事実書理の) △ ため差戻。 以下間じ。	Δ	×	○ { 訪問権の内容 決定のために 差戻した。
(s)判断の根拠 (・裁判所の権限 ・判断基準		§72は、訪問権付与決定の數量権を載利所に 与えた。		・申立の許否は裁判所 の数量のみに委ねら れている。 ・④の見解に従う。	
(a)訪問(権)の意義				強制的手段よりも自然 の絆の方が、愛情ある 関係を回復するために は有益。	子の貴重な経験の1つであり、他の関係からは得ることのできない利益を子に与える。
偏重機権との関係			監護権を有する観が反対していることを唯一の理由として、祖父母の理由としても相父母の定することは許されない。		当事者間の不和は、祖 父母の訪問権を否定さ 当な根表したもの 前が子の判定するもの さしてもない。
(w)子の最良の利益との 関係				子の最良の利益に反するときには、祖父母の訪問権は認められない。 当のを受け、申立には、祖父母の中では、祖のを受け、申立には、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖のは、祖の	
(v)削定法(DRL §72) の解釈	・養子命令により、従 前の訪問者 は失効する。 きなと受力に対する 祖父母を認めていない。 位を認めていない。	・(i)参照。 ・子を失った祖父母が 孫を失うことを防止 することを意図。			
(心養子収養との関係	・妻子収養は水焼的関係を形成し、従前の 智定的命令を失効さ さる。 そうでがける。 他人による妻子収養 と継続妻子収養とで 相適なし	養子収養は祖父母が訪問権を申立てることを 訪けない。 ・立法者は妻子に 対する申立の他を 制限し来は相続 このみ適用され る。			
その他	訪問権付与命令は暫定 的なものであり、常に 再検討・修正されうる。	※養子収養の効果に関 する規定。			

				1966年改正	
6 People ex rel Scalise v Naccari	⑦ Ex parte People ex rel Cox	People ex rel Hacker v Strongson	Anonymous     Anonymous	People ex rel. Levine v Rado	People ex rel Feliciano v Alexander
Sup Ct, AD, 1st Dept	Sup Ct, Erie Co	Sup Ct, Special Term	Fam Ct, City NY	Sup Ct, Special Term	Sup Ct, AD, 1st Dep t
1/20/1953 281 AD 741 118 NYS 2d 90	9/29/1953 124 NYS 2d 511	5/9/1955 141 NYS 2d 859	4/19/1966 50 Misc 2d 43 269 NYS 2d 500	7/11/1967 54 Misc 2d 843 283 NYS 2d 483	3/12/1970 34 AD 2d 526 308 NYS 2d 446
祖父母の一方、おば、母方親族父	父方祖父母 母 1女(20ヵ月)	母方祖父母 <sup>兼</sup> 父 1人(8歳)	父方祖母 母 3人	母方祖母 父方おば夫婦(=養親) 1人(9~10歳)	母方祖母 父 1 人
	別居。判决により母が 監護権を有する。	母死亡。父再婚。父が 訪問を拒否し、祖父母 と不和。	父は精神病院に入院中。 母は精神的に完全でな い。	母死亡。父は刑務所に 入獄中。	難婚。母再婚。父が覧 護権を有する。
	母・母の両親と同居。	父・織母と問居。		半年前に父方おば夫婦 の養子となる。	
		母死亡前は子が頻繁に 祖父母の家を訪問し。 一時は同居もした。	訪問権を付与されてい るが、母の拒否に会う。	子の出生後5年間は同居し、4年前に訪問権を付与されている。	
×	×	×	0	×	×
監護権が子の最良の利益に反しない限り、裁判所は監護を監督することはできない。	・数判例の訪問権の報用を有い、 ・数判権の数判権を有い、 ・教授を定定を ・教刊の表定を ・数刊の最良の利益に ・数刊の最良の利益に ・なが子の最大定に ・なが子の表との対し、 ・なが子の表との対し、 ・なが子の表とのがここと。	子の最良の利益が損われていない限り、裁判所は実親の監護権を奪う権限を有しない。	裁判所の訪問権付与権 限は、子の福祉の観点 から認められるエクィ ティ上の広範な権限に 基く。		
	監護権の一部であり、 その限度で実親の監護 権を制限する。	監護権の一形態である。			
(1)参照。	・(n)参照。 ・親以外の者は、親が 監護に不適格で、 限り、監護権の一部 である訪問権を有し ない。	(1)春艰。	祖父母の訪問権が現実に相手方の監護権を制限するとは信じられない。	訪問の継続が子の最良 の利益かどうかは、養 親の正当な判断の範囲 に属する。	
裁判所が訪問を命する ことは、当事者間の争 いを悪化させ、子の最 良の利益を損う。	(1)参照。	(1)参照。	・裁判所の主たる関心。 は子の最後のからる。 ・祖父を存めむいる。 ・子の最後のかからる。 ・子の情報される。 ・子の情報される。 ・子の情報されるの変 ・取情がが、いると変更 ・取情がが、いると変更		訪問が子の最良の利益 のために必要であるこ との立証が不十分。
				養頼は法的に完全な親 であるから、§72の親 死亡の要件をみたさない。	§72は観死亡の場合に のみ祖父母に申立権を 認めているにすぎない。
				・養子収養は水統的関係を形成するから、 養子命令により、訪問権付与命令は失効 する。 ・訪問の継続を認める ことは、養子収養の 妨げとなる。	
	祖父母は両親のいぎこ ぎによってもたらされ る不利益を甘受しなけ ればならない。	※第一次的に監護権、 第二次的に訪問権を 求めた。	訪問権付与命令の効力 については(w)参照。	訪問権付与命令は暫定 的なものであり、常に 再検討・修正されうる。	
	·	<del></del>	<del></del>	·	·

### ニューヨーク州の判決一覧表

料决事项	① People ex rel. Schachter v. Kahn	People ex rel. Marks v. Grenier	③ Consaul v.Consaul	⊕ Noil v. Noil	(\$) Application of Boses
教判所	Sup Ct, AD, 2d Dept	Sup Ct, AD, 1st Dept	Sup Ct, Jefferson Co	Sup Ct, AD, 4th Dept	Sup Ct, AD, 2d Dept
判決日	2/2/1934 241 AD 686 269 NYS 173	2/11/1937 249 AD 564 293 NYS 364	8/5/1946 63 NYS 2d 688	7/ 13/1950 277 AD 286 98 NYS 2d 938	6/25/1951 278 AD 978 105 NYS 2d 569
当事者	母方祖母 父 1人	母方祖母 父 1男	父方祖父母 <sup>施</sup> 母 1男(10歳)	父方祖父母 母 1人(3歳)	母方祖父母 父 2人
実親の状況	父が監護権を有する。	父が監護権者(訪問権付 与命令の変更を求めてい る)。	婚姻無効。父は精神病で 入院中。母は再婚。	父死亡。母が訪問に反対。	父が監護権を有する。
子の状況			母・継父と同居。母と継 父が養子収養を計画中。	母・母の両親と同居。	父と同居。
申立人と子との関係		命令により、父の同意の 下、訪問権を付与されて いる。	父母の婚姻無効判決において、母の同意の下、訪問権を付与されている (その後母が訪問を拒否)。		
訪問権の許否	× (否定。 以で同じ。)	×	〇 (肯定。 以下間じ。)	×	×
(i)判断の根拠 ( * 裁判所の権限 ・判断基準			子の福祉が支配的考慮事 項である。	適格な監視権者権権を ・ 本の ・ 本の ・ は、 ・ での ・ でいる ・ で	裁判所は、子の福祉が著 しく損われていることを 立証なくして、親の 権を奪う権限を有しない。
(前)訪問(権)の意義					
御監護権との関係	父が子の適格な監護権者 である場合、祖父母に訪 間権を認める権限を裁判 所は有しない。	父が監護権を有する適格 者である事件において、 祖母との継続的接触は子 の権祉にとって必須では ない。		・ 治なき観の意思に反して教判所は介入できない。 ・父死亡により、唯一の相級と意思は母になる有しない。	
(w)子の最良の利益との 関係		(湖)参照。	・子の福祉が支配的考慮 事項である。 ・子から大学教育その他 の利益を奪うことにな りかねない。	・parens patriaeとしての 裁判所の介入が子の福 社にとって必要である ときに訪問権の申立て が認められる。 裁判所の強制によって 子の最良の利益は達成 されない。	との立証だけでは、上記
(v)制定法 (DRL §72) の解釈					
(心養子収養との関係					
その他			※本件は、父が提起した 婚姻無効判決取消訴訟 である。		
			<del></del>	<del></del>	